

様

ご記入の上、相談日当日にご持参ください。

## 初診日から現在までの状況

病院名と受診期間	治療内容 日常生活の状況（不自由さ）
医療機関名 年 月 日～ 年 月 日	
医療機関名 年 月 日～ 年 月 日	
医療機関名 年 月 日～ 年 月 日	
医療機関名 年 月 日～ 年 月 日	

※障害年金の初診日とは一言で言えば、「申請する傷病に関して、初めて病院に行って診察を受けた日」を指します。ここで誤りがちなのが、初診日の考え方です。精神疾患の方を例に挙げて説明します。

\*\*\*\*\*

ある日、頭痛などがしたために内科に診察をしてもらいにいった人がいたとします。その人は内科で診察をもらった結果、これは神経性のものだから、心療内科に行った方がいいよと言われました。その後、症状が悪化し、障害年金を申請しようと考えています。

\*\*\*\*\*

この方の場合の初診日は内科で診察を受けた日になります。つまり、申請する傷病のきっかけとなった症状に関して、最初に診察を受けた日が初診日となるのです。

## 【相談日時】

平成 年 月 日 ( )  
時 分から

## 【場所】山梨県立図書館 交流ルーム

※迷われた場合にはご連絡ください。電話：080-6258-3083

図書館北側の専用駐車場を利用すると、駐車料1時間分無料になります。

## 【ご持参頂くもの】

- 1.年金手帳（又は基礎年金番号のわかるもの）
- 2.認印
- 3.障害者手帳
- 4.この用紙
- 5.お薬手帳（あれば）

## 【HPを見てご連絡頂いた方へ】

※HPを調べるときに検索窓に入力されたキーワードを教えてください

- ・検索キーワード（ ）例：障害者年金